

「遠隔臨場の試行要領（建築版）」の改定

（建設経済局技術調査課・工事検査課）

1 要旨

静岡県発注の建築工事（設備工事を含む。以下、同じ。）においては令和2年10月1日から遠隔臨場を試行している。遠隔臨場は、移動時間や立会いの調整時間を削減するなど、その有効活用により、建設現場の働き方改革や、生産性向上に繋げることを可能とする。また、収束時期が見えない新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大防止策としても寄与することが期待される。

土木・農林工事においては、昨今の社会情勢を踏まえつつ、インフラ分野におけるDXを推進する観点から令和3年9月1日に「遠隔臨場の試行要領」が改定され試行対象の拡大が図られたところであり、建築工事においても同様に試行対象の拡大を図る。

2 経緯と現状

- 令和2年度に「建築工事における遠隔臨場の試行要領」を策定し、令和2年10月1日から試行
- 令和2年度は、交通基盤部発注の建築工事 19件で遠隔臨場を実施
- 令和3年9月1日に土木・農林工事を対象とした「遠隔臨場の試行要領」改定
・業務委託、検査を適用対象に追加 等
- 令和4年4月1日に土木・農林工事を対象とした「遠隔臨場の試行要領」改定予定
・実施計画書を作成不要とする 等

3 改定内容

（1）対象案件の拡大

- 「業務委託」を新たに追加する。地質調査業務委託における検尺や設計業務委託での立会い等の建築関連業務委託での適用を可能とする。
- 対象は、これまで「遠隔臨場の効果が見込まれる建築工事」としていたが 「原則として、静岡県が発注する全ての建築工事及び建築関連業務委託」とし、試行の拡大を図る。

（2）対象項目の追加

- 「検査」を新たに追加する。中間検査、完成検査等での適用を可能とする。
- なお、実地検査に替えることができるのは、受注者が撮影した映像を、双方向通信で相互に確認を行うことで、検査員が必要とする情報を確実に入手できると判断した場合に限る。

（3）実施計画書を作成不要とする

- 受注者が実施に先立ち実施することとしていた 実施計画書の作成を省略し、監督員との電話・メール等での事前調整をもって足りることとする。
- 施工（業務）計画書への実施計画の記載を省略する。

（4）名称の変更

- 業務委託を対象に加えるため名称を「建築工事における遠隔臨場の試行要領」から 「遠隔臨場の試行要領（建築版）」へ変更する。

4 適用日

改定する試行要領は、令和4年4月1日から施行する。